

## 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 平成21年11月27日（金） 13:30～14:30

場 所 北海道農政事務所4階小会議室

出席者 総務管理官、庶務課長、人事課長、経理課長、会計室長、  
農政推進課課長補佐、消費・安全部消費生活課長、食糧部消費流通  
課長、統計部統計調整課課長補佐

### 概 要

1. 平成21年度北海道農政事務所における発注者綱紀保持対策の実施状況について説明（資料1）
2. 発注者綱紀保持マニュアルの改正内容概要説明（資料2）
3. 平成21年度第2回発注者綱紀保持研修について説明  
12月15日に発注者を中心とした研修を開催
4. その他

## 平成 2 1 年度発注者綱紀保持実施状況

### 1. 第 1 回北海道農政事務所発注者綱紀保持研修の実施

日 時 平成 2 1 年 6 月 1 8 日 (木)  
場 所 北海道農政事務所 5 階 会議室  
内 容 講演：「受注者側から見た綱紀保持について」  
参加人数 5 8 人 (内漁業調整事務所 4 人)  
北海道漁業調整事務所との共催

### 2. 平成 2 1 年度第 1 回農林水産本省発注者綱紀保持研修への出席

本省において各部局等の研修、講習の企画立案担当者（地方農政局発注者綱紀保持担当者）を対象に平成 2 1 年度第 1 回農林水産本省発注者綱紀保持研修を開催

日 時 平成 2 1 年 8 月 2 7 日 (木) ～ 2 8 日 (金)  
場 所 農林水産本省

## 農林水産省発注者綱紀保持マニュアルの主な改正（予定）内容

### 1. 農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報）の廃止と農林水産省職員内部通報処理要領の制定

農林水産省における公益通報の受付・相談窓口は、「農林水産省公益通報に関するガイドライン」において定められていたが、農林水産省改革の一環として、同通知を廃止するとともに、「省内目安箱」の設置を含めた新たな内部通報ルールを整備し、平成21年5月から内部通報処理要領を定めた。

### 2. 遵守すべき関係法令とその解説

国家公務員法

第103条「私企業からの隔離」に定められていた職員の再就職について。

附則第4条 営利企業への再就職の暫定的規制について。

### 3. 「公正入札調査委員会の設置等について」（平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知）

公正入札調査委員会の設置部局及びその構成について。